

震災後の「復興まちづくり」
～みんなで協力してまちをよみがえらせるには～

— 静岡市都市復興基本計画策定行動指針 市民活動編 —

平成 19 年 3 月
静 岡 市

目 次

I 復興まちづくりとは	1
1 復興の考え方.....	1
(1) 「復興」とは	
(2) 自助・共助・公助による取り組み	
2 静岡県都市復興基本計画策定行動指針とは.....	4
(1) 静岡県都市復興基本計画策定行動指針とは	
(2) 静岡県都市復興基本計画策定行動指針の対象	
(3) 静岡県都市復興基本計画策定行動指針の構成	
II 復興まちづくりの基本的な考え方	8
1 市全体での復興の基本目標.....	8
2 地区における復興まちづくりの基本的な進め方.....	9
III 復興まちづくりにおける市民活動の方法	10
1 復興の全体像と枠組み.....	10
(1) 市による災害対策業務・震災復興業務の流れ	
(2) 復興まちづくりにおける個人・地域・市の役割	
2 復興まちづくりの形態.....	13
(1) 被災者個人による復興	
(2) 行政主導による復興	
(3) 住民同士が協力した自主的な復興	
3 住民同士が協力した自主的な復興まちづくり.....	15
(1) 「復興まちづくり協議会」の提案	
(2) 復興まちづくりの実践における「復興まちづくり協議会」の役割	
(3) その他の復興の分野の復興における「復興まちづくり協議会の役割」	
IV 復興についての日常時からの取り組み	20
1 復興を視野に入れた総合的な防災活動の実践.....	20
(1) 復興をテーマにした防災訓練	
(2) 復興から日常時のまちを逆検証する取り組み	
2 日常時からのまちづくり活動の実践.....	26
(1) 自分のまちとまちづくりへの関心を高める取り組み	
(2) 地域のつながりを育む取り組み	

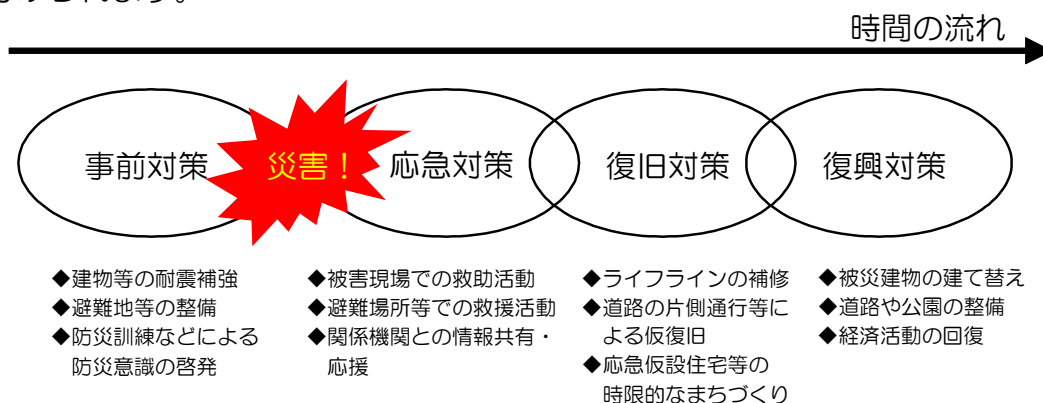
I 復興まちづくりとは

- ◆東海地震等による震災の発生に備えて、それぞれの地域では住民等と市が一丸となってさまざまな防災の取り組みが行われています。
- ◆静岡市では、この度「静岡市都市復興基本計画策定行動指針」を策定し、震災後のまちの「復興」について、行政の役割等をまとめました。
- ◆本冊子は、まちの復興にあたって、住民の皆さんの取り組みについての提案を趣旨として構成しています。
- ◆ここでは、まず、災害対策全般から見た「復興」の意味合いと、自助・共助・公助の考え方を紹介し、「復興」の位置づけや重要性について示しています。

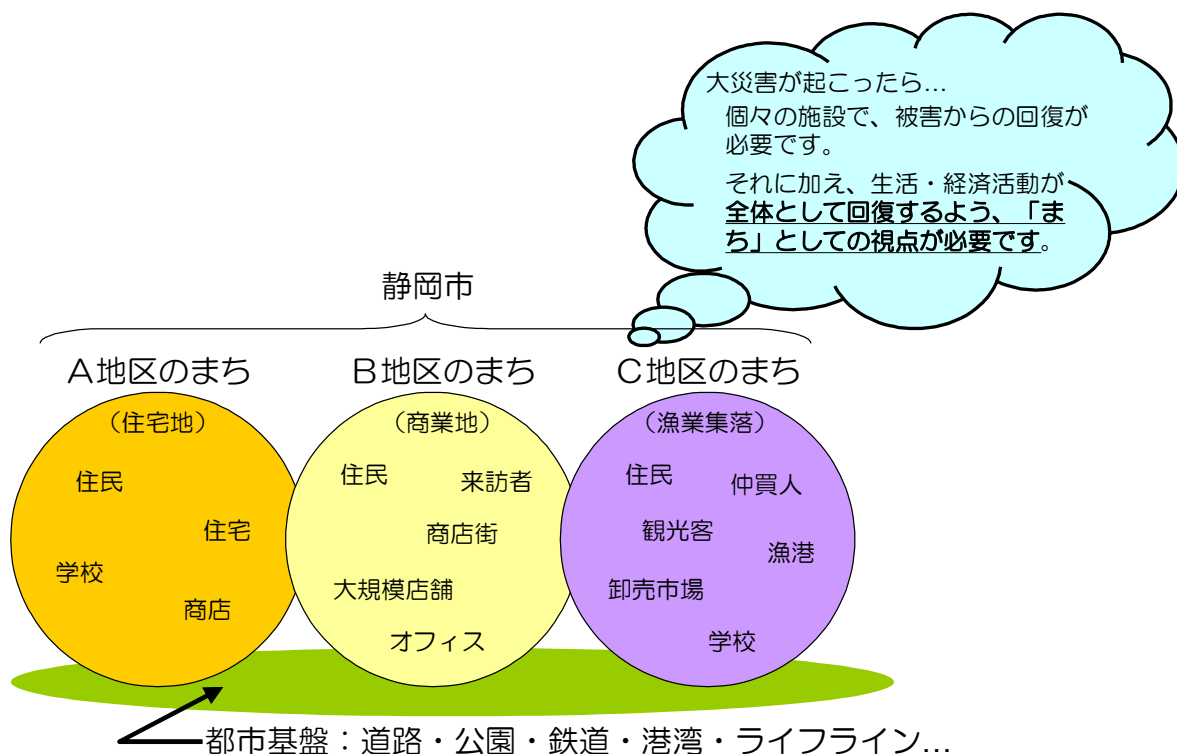
1 復興の考え方

(1) 「復興」とは

- 静岡市では、発生が懸念される東海地震に予知なく見舞われた場合、最大約 1,400 名が死亡するなど大規模な被害が想定されており、さまざまな防災対策を継続する必要があります。
- 一般に、防災対策には、
 - ・災害が起きる前に、建物や橋梁等の耐震補強や避難地の整備を行うなどの「事前対策」
 - ・災害が起きた後、迅速な救助・救援活動を行うなどの「応急対策」
 - ・生活に不可欠な施設・設備の被害を一刻も早く補修するなどの「復旧対策」
 - ・今後被災を繰り返さないために耐震性の高い建物や都市基盤の整備、仕組みづくりを行うなどの「復興対策」に分けられます。



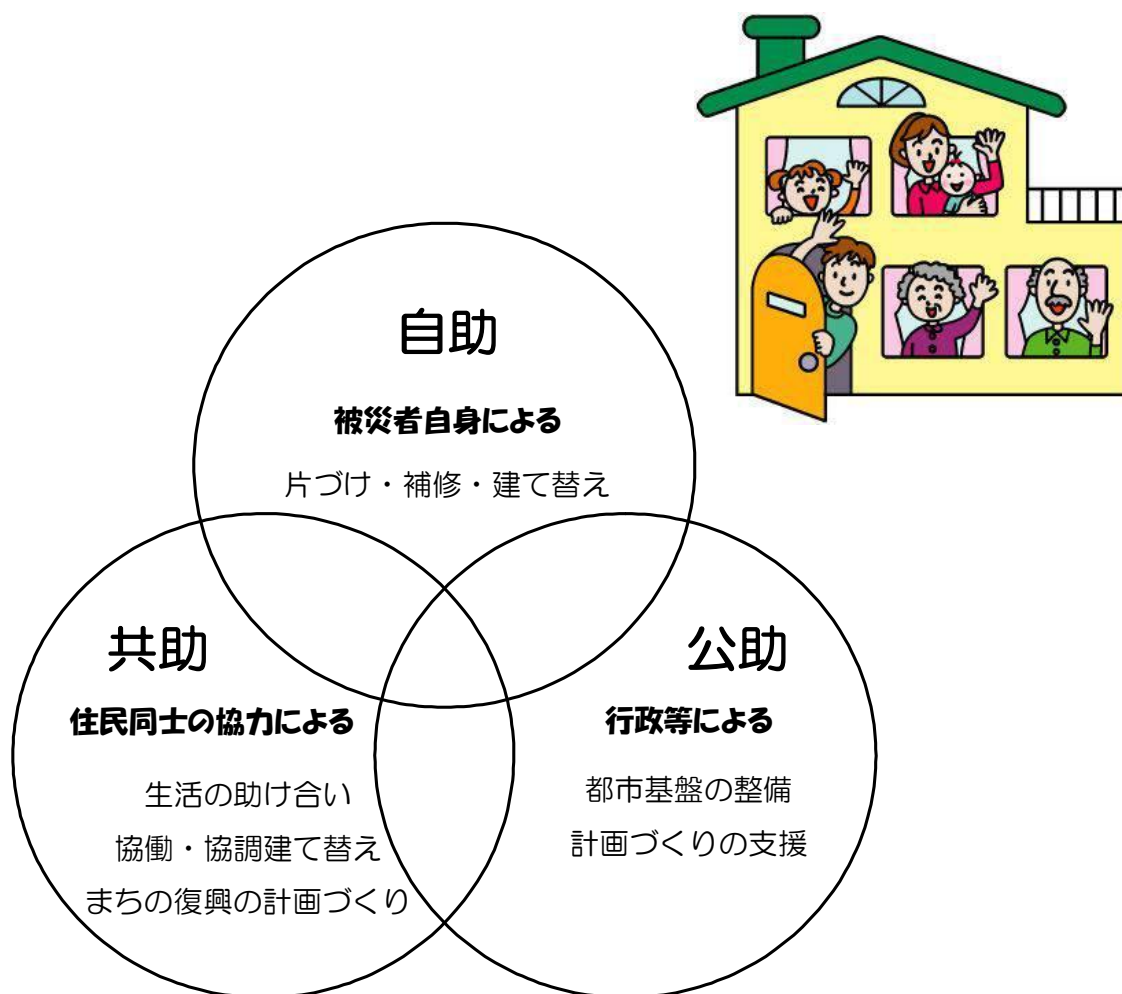
- 震災により広範な被害が発生した場合、道路、鉄道、港湾施設などの都市基盤の復旧を進めることが必要です。また、住宅地や商業地をはじめ、住民個々が暮らすそれぞれの「まち」においても、被災した建物の修理や建て替えとともに、道路や公園などの都市基盤の整備や、商店街、学校などを含めた「生活」（「まち」の機能）のいち早い回復を行い、被災を繰り返さない良好なまちづくりを進める必要があります。



- しかし、阪神・淡路大震災でも明らかのように、「まち」の復興は、行政単独による道路、公園の整備や、住民個々の責任に委ねた建物の修理や建て替えを行うだけでは、必ずしも十分ではありませんでした。例えば、
 - ・皆が暮らす今後の「まち」全体の姿をどう考えるのか
 - ・経済的な支障に加え、都市計画や建築制限など様々な支障から建物が再建できない人々がこれからも同じ「まち」で皆とともに過ごせるようにするには、地域で協力してどのような「まち」の再建を行うべきか
 などのように、住民を始め地域や行政が一体となって取り組む必要があります。
- 本冊子では、大災害後の「復興」について、「住民を始めとした地域と行政が一体となり、人々が暮らしてきた『まち』を今後は被災を繰り返さないよう回復する取り組み」ととらえて編集しました。

(2) 自助・共助・公助による取り組み

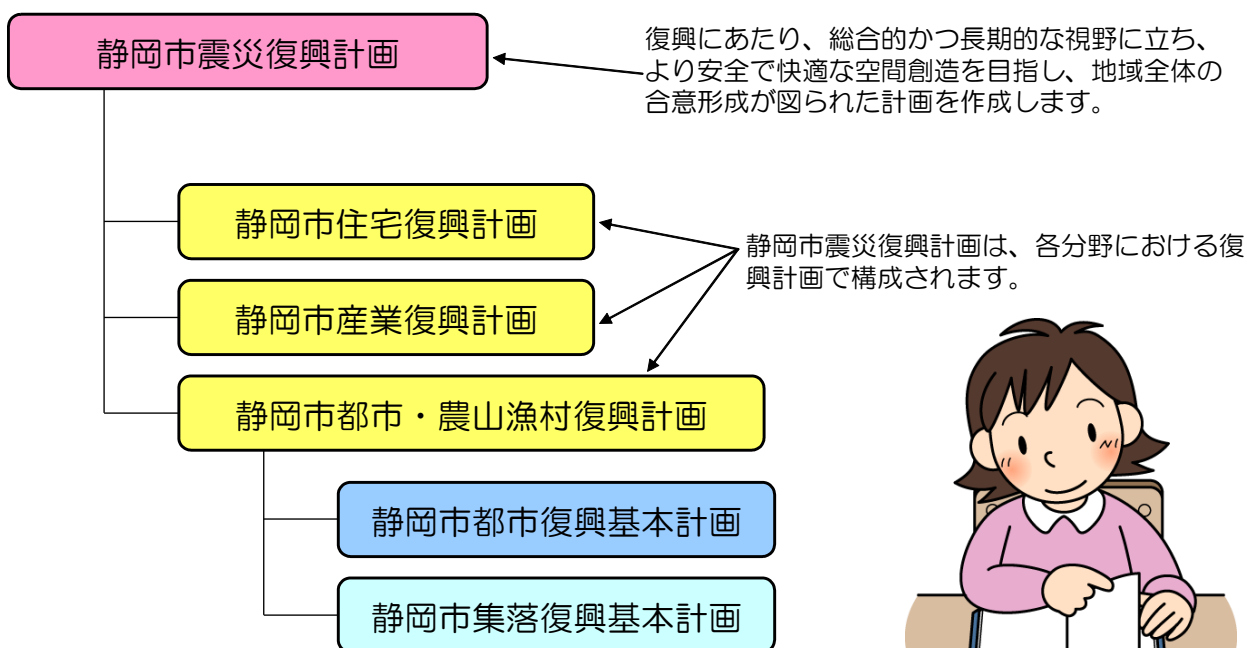
- 「人々が暮らしてきた『まち』を今後、被災を繰り返さないよう回復する」には、まず被災者自身の「自助」努力として行動を始めることが復興の基本です。
- しかし、マンションなど集合住宅の建て替えなど個人の力では解決が困難な様々な課題も存在します。こうした課題に対処しながら復興を進めるには、地域の結びつきを共に活かして復興に取り組む「共助」の考え方は大きな力を発揮します。
- 行政は都市基盤の復旧など個人の力ではできない「公助」を主に担いますが、合わせて「まち」における「自助」、「共助」を助け、支えるために、住民をはじめNPO、ボランティアなどと協働する必要があります。
- 従って、復興は「自助」・「共助」・「公助」の連携で進める必要があり、そのためには日常時から互いの連携を深めておく必要があるといえます。



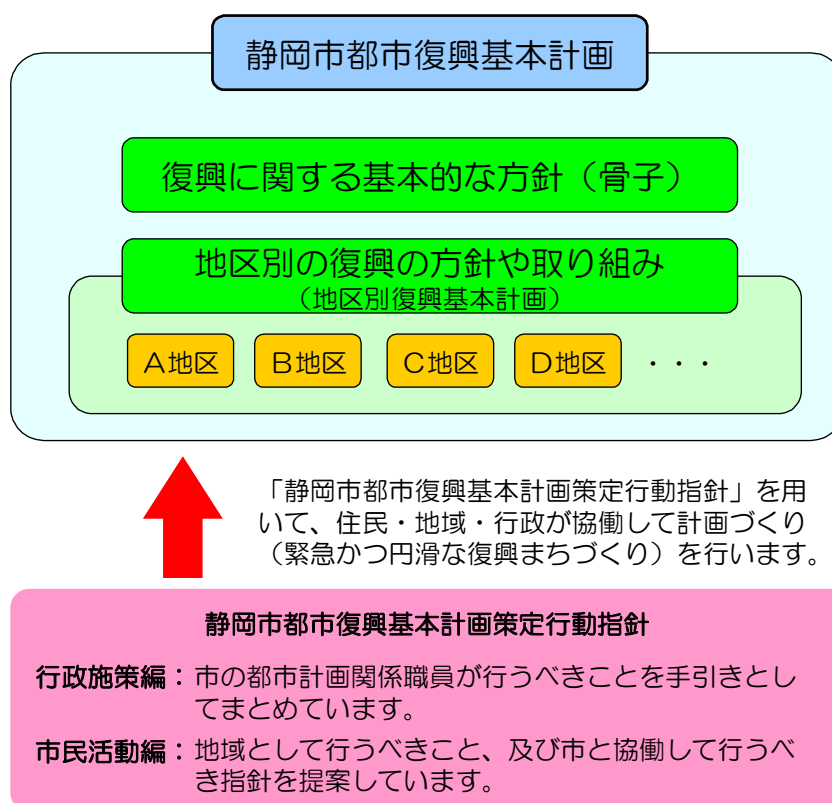
2 静岡市都市復興基本計画策定行動指針とは

(1) 静岡市都市復興基本計画策定行動指針とは

- 平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、多くの人命や財産が失われた一方、「まち」や生活・産業等の復興にあたってさまざまな苦難がありました。この経験を元に、震災後の一日も早い復興にあたり、どのような検討や取り組みがなされるとよいかについて、日常時から検討しておく必要性が確認されました。
- 静岡市では、この教訓を踏まえ、防災に関する取り組みをまとめた「静岡市地域防災計画」において、大規模地震発生後の生活再建や都市基盤の復旧、社会経済活動の平常化を図るために復旧・復興計画を実施する「静岡市震災復興本部」が「静岡市震災復興計画」を策定することとしています。
- 「静岡市震災復興計画」は、都市・農山漁村復興、住宅復興、産業復興等からなる分野別復興計画から構成されます。震災により、静岡市で大きな被害が発生した際には、市では災害対策本部とともに震災復興本部を立ち上げ、都市計画関係職員はまちの復興に関する業務を行うとともに、市民とともに「静岡市震災復興計画」の一翼をなす「静岡市都市復興基本計画」を策定します。



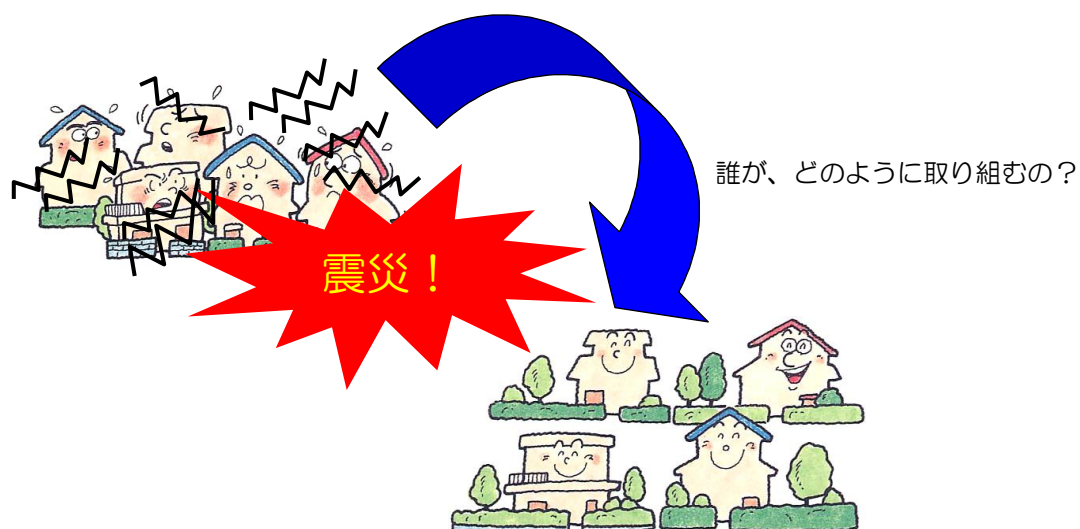
- 「静岡市都市復興基本計画」は、静岡市全体での復興に関する基本的な方針（骨子）、及び、地区別の復興の方針や取り組み（地区別復興基本計画）により構成され、緊急かつ円滑な復興まちづくりの推進の土台となります。
- 「静岡市都市復興基本計画策定行動指針」は、震災後に「静岡市都市復興基本計画」を策定し、緊急かつ円滑な復興まちづくりを進めるために、「地域として行うべきこと」、「行政として行うべきこと」、「協働して行うべきこと」の概略をまとめたものです。
- 「静岡市都市復興基本計画策定行動指針」は、震災後の市の都市計画関係職員の復興実務の手引書となる「行政施策編」と、被災者自身をはじめ、町内会・自治会をはじめNPOやボランティアなどの地域の幅広いつながりが復興に参画するために必要な指針や取り組みの考え方を示した「市民活動編」で構成されます。



- なお、「静岡市都市復興基本計画策定行動指針」の策定にあたっては、静岡市の防災分野、都市計画分野、建設分野など、災害に強い安全なまちづくりを担う様々な部局が参画して検討を重ねました。また、「まち」の復興にあたっての「自助」、「共助」のあり方を探るため、地域で防災活動に積極的に取り組む住民の方々に集まっていたいただき、震災後の復興まちづくりを体験する「復興まちづくりワークショップ」を行い、市民参加型のプロセスについて意見交換を行いました。

(2) 静岡市都市復興基本計画策定行動指針の対象

- 「静岡市都市復興基本計画策定行動指針」が対象とする災害は、東海地震をはじめとした静岡市を中心とした県内に深刻な被害を及ぼす地震災害とします。
- 「静岡市都市復興基本計画策定行動指針 市民活動編」(以下、本冊子と呼びます)が扱う「復興」の範囲は、災害発生後の「応急対応期～復旧・復興への移行期」から「本格的な復興期」における、被災者自身をはじめ、町内会・自治会、NPO やボランティアなど、地域の幅広いつながりにとって必要な復興のための指針や取り組みの考え方とします。さらに、日常時における市民の防災対策やそれに関連する取り組み等も対象とします。



(3) 静岡市都市復興基本計画策定行動指針の構成

- 「静岡市都市復興基本計画策定行動指針」は、「行政施策編」と「市民活動編」で構成されますが、本冊子は以下の内容で組立てています。

I 復興まちづくりとは

大地震後の「まちの復興」や、「自助」・「共助」・「公助」の考え方を紹介し、静岡市における「まちの復興」の進め方をまとめた「静岡市都市復興基本計画策定行動指針」の位置づけと構成について述べています。



II 復興まちづくりの基本的な考え方

「まち」の復興にあたり、静岡市全体としての基本的な方針である「都市復興基本方針」と、市内の様々な地域ごとで復興まちづくりを進める際の基本的な枠組みについて紹介しています。



III 復興まちづくりにおける市民活動の方法

静岡市による一連の災害対策業務を簡潔に紹介するとともに、「まち」の復興を進めるにあたっての様々な方法について述べています。さらに、住民どうしが協力して自主的な復興まちづくりを行うにあたり、活動組織（復興まちづくり協議会）の役割や行動指針について提案、解説しています。



IV 復興についての日常時からの取り組み

本冊子を通じて市民が得た「復興まちづくり」の必要性を受けて、日常時における減災のための市民の行動指針（復興に関する事項を盛り込んだ防災訓練など）や、まちづくりへの関心を高める取り組み（日常時から地域の様々な担い手が加わったまちづくり協議会など）を提案しています。



Ⅱ 復興まちづくりの基本的な考え方

- ◆震災後の「まち」の復興にあたっては、被災した市民が一刻も早く生活を回復できるようにするとともに、被災を繰り返さない住みよい環境づくりとすることが必要です。では、そうした「復興まちづくり」はどのような考え方で始めるとよいのでしょうか。
- ◆ここでは、復興まちづくりにおける静岡市全体としての基本的な方針である「都市復興基本方針」と、市内の様々な地域ごとで復興まちづくりを進める際の基本的な枠組みについて紹介しています。

1 市全体での復興の基本目標

- 震災後、静岡市全体をどのような復興の姿とするかについては、市民が「〇〇のまち」、「〇〇によるまちづくり」などの基本的な精神を共有することが必要です。
- 静岡市では、被災した市民の暮らしと「まち」の復興に向けて、市民と市がともに取り組めるように、「まち」の復興に関する基本的な考え方と目標を「都市復興基本方針」として震災後約2週間をめぐりに策定し、市民に広く公表します。
- 「都市復興基本方針」は、被災を繰り返さない都市づくりを念頭に、総合計画や都市計画マスタープランなどによる「まちの基本的な方針」を踏まえて策定します。
- 静岡市の復興まちづくりの具体的な方針や取り組みをまとめた「静岡市都市復興基本計画」は、この「都市復興基本方針」の考え方に基づいて策定されます。

都市復興基本方針（例）

静岡市全体の復興の姿、復興の精神となるように、「復興に関する基本的な考え方」「復興の目標」「土地利用方針」「都市施設の整備方針」「市街地復興の基本方針」等を策定します。

（基本的な考え方 例）

災害をバネに地域社会の活力を高める（長岡市）

（復興の目標 例）

安心して住み、働き、学び、憩い、集えるまち（神戸市）



被災を繰り返さない都市づくりを念頭にまちの基本的な方針を踏まえて策定します。

まちの基本的な方針

第1次静岡市総合計画：活発に交流し価値を創り合う自立都市

静岡市都市計画マスタープラン：創造と共生が調和した、自立都市「しずおか」

2 地区における復興の基本的な進め方

- 「静岡市都市復興基本計画策定行動指針」の策定にあたっては、「静岡市の土地利用、産業構造の特徴を踏まえた内容とすること」、及び「住民や NPO 団体等による自主的なまちづくりによる計画検討のステップを設けること」を基本的な要件としました。
- 各地区における復興まちづくりは、「静岡市都市復興基本方針」に基づき策定する「静岡市都市復興基本計画（骨子案）」を踏まえるものであり、その進め方については以下のことを基本とします。

地区における復興の基本的な進め方

- ◎ 静岡市の土地利用、産業構造の特徴を踏まえた内容とすること
- ◎ 住民やNPO団体等による自主的なまちづくりによる計画検討のステップを設けること



Ⅲ 復興まちづくりにおける

市民活動の方法

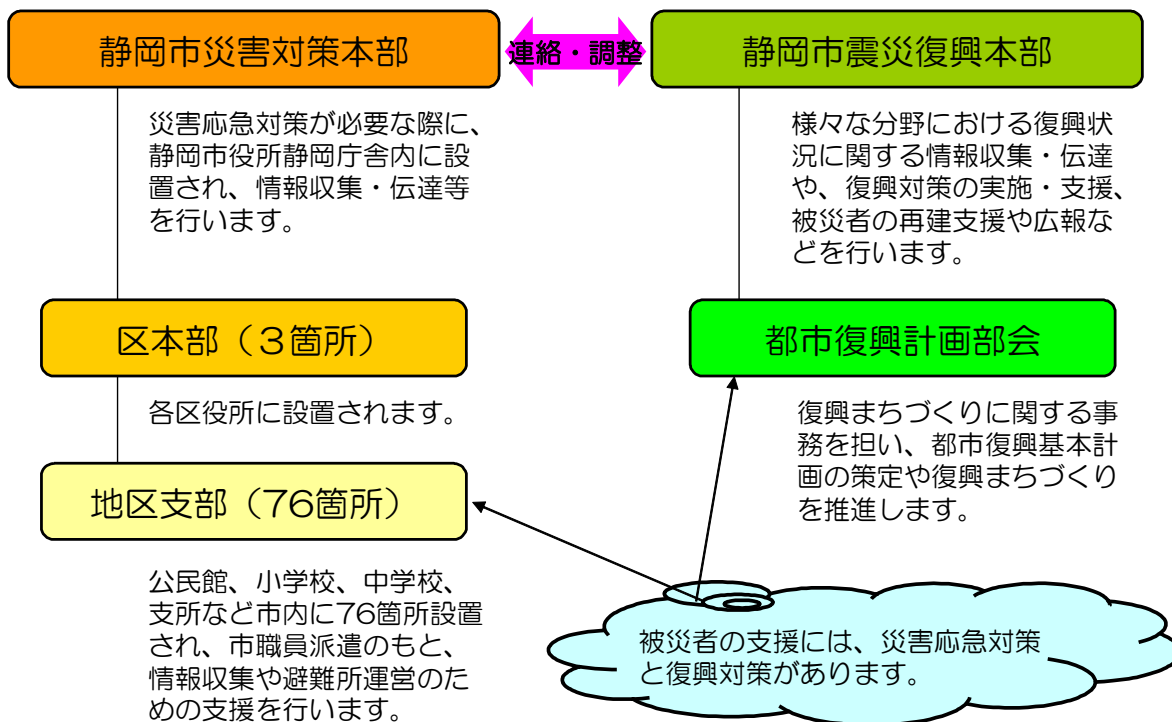
- ◆震災後の「まち」の復興にあたっては、住民等と市がともに取り組む必要がありますが、どのような流れ、役割分担を進めるとよいのでしょうか。
- ◆ここでは、復興まちづくりにおける全体的な流れと形態について解説するとともに、住民どうしが協力した自主的な復興まちづくりを進める場合についての取り組み方法を提案しています。

1 復興の全体像と枠組み

(1) 市による災害対策業務・震災復興業務の流れ

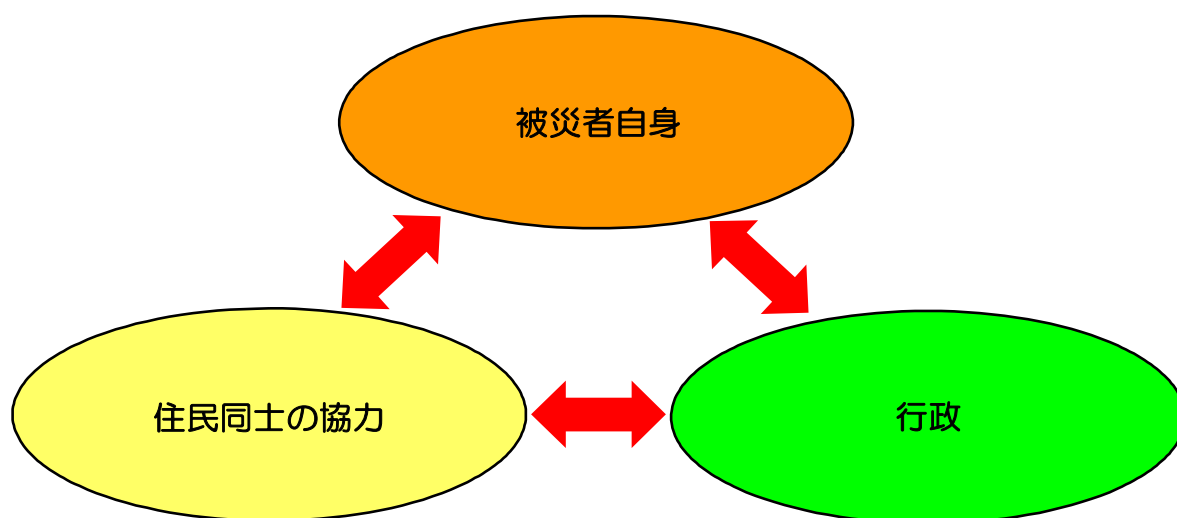
- 震災が発生し、応急対策を実施する必要がある際には、市では「地域防災計画」の定めるところにより、「静岡市災害対策本部」を市役所静岡庁舎内に設置します。
- また、各区役所には「区本部」を、さらに活動拠点となる「地区支部」が公民館、小学校、中学校、支所などに76箇所設置されます。「地区支部」には市職員が派遣され、学区・地区内の情報を収集して「災害対策本部」に連絡するとともに、住民が避難所を運営するための支援を行います。
- 「静岡市災害対策本部」では、「区本部」、「地区支部」、関係機関と連携して、地震発生からの時間経過や状況に応じて、応急活動、復旧活動を行います。
- 一方、震災後、市では「災害対策本部」と合わせて、まちの復旧・復興活動を支援・推進する「静岡市震災復興本部」を設置します。
- 「静岡市震災復興本部」は、「静岡市災害対策本部」と連絡・調整をとりながら、都市・農山漁村、住宅、産業など様々な分野における復興状況に関する情報収集及び伝達、県その他の防災関係機関と調整しながら復興対策の実施・支援、被災者の再建支援や広報などを行います。

- 都市分野（都市、建築、建設関係の部署）では、まず、情報収集をもとに、「まち」全体の再建を迅速かつ効率的に進めるために必要に応じて建築制限を実施します。さらに、地区の被災状況や被災前の都市基盤（道路、公園）の整備状況を踏まえて、被災された住民等と意見交換、調整を行いながら復興まちづくりを推進します。



(2) 復興まちづくりにおける個人・地域・市の役割

- 復興まちづくりを円滑に進めるためには、被災者自身、住民同士の協力、行政による推進と支援が、各地区においてバランス良く結びつき合意形成を図ることが必要です。
- 合意形成を図るには、被災者自身が復興への強い意欲を大前提に、地区ごとに復興のあり方を協議する住民どうしの組織の結成が不可欠です。平常時からまちづくりに関する組織がある場合はそれが母体となり、それが無い場合には新たな組織づくりが適当と考えられます。
- しかし、復興まちづくりが必要と思われるすべての地区で復興まちづくりを協議する住民組織が立ち上がるとは限りません。組織が立ちあがる地域、立ち上がらない地域ではその後の復興のプロセスに違いがあります。
- 復興まちづくりのプロセスは、その担い手により「被災者個人による復興」「行政主導による復興」及び「住民同士が協力した自主的な復興」という3つのプロセスが考えられます。



2 復興まちづくりの形態

(1) 被災者個人による復興・・・・・・自助

- 被災者自身の復興への強い意欲と行動は「自助」にあたり、復興まちづくりにおいてまず必要な取り組みです。具体的には、被災した建物の補修や建て替えの実施のほか、そのための資金調達や相談などの準備段階も含まれます。



(2) 行政主導による復興・・・・・・公助

- 市はまず、道路や公園などの都市基盤や、公共施設の機能回復を行い、「まち」の復興にあたっての基本となる市の全体機能の復興に取り組みます。
- 先述の被災者自身の取り組みは自らの努力と責任において進められることとなります。行政は、これらの被災者の負担を少しでも軽減し、復興まちづくりが円滑に進むよう、復興まちづくりの「公助」の役割として支援します。
- なお、「公助」にあたっては、「まち」全体としての復興を図る視点で取り組むことから、短期的には「自助」の目指す方向とは別の行動を行う場合があります。例えば、ある地区で多くの建物が被災し、その後「自助」により被災者個人が次々と無秩序に建物を再建した場合、「まち」としては統一感がなく住みよい環境とはならず、かつ防災上も再び問題がある状態となることが懸念されます。この場合、市では一定期間の建築制限を行い、復興まちづくりのプロセスにおいて、すみよい環境づくりへ向けての検討段階を設けます。被災者自身には、一時的であれ「自助」の行動に制約が生じるように見受けられますが、市は「広い視点からの支援」を行っていることとなります。

(3) 住民同士が協力した自主的な復興・・・共助

- 被災者個人による「自助」と行政による「公助」だけで復興まちづくりを推進した場合、地区による「共助」の仕組みがなければ、自分たちのくらしや経済活動を支える「地区」をどのように復興していくのかという視点が弱くなります。
- その結果、「自助」により個々の中で満足するものの、「まち」としては計画性のない雑然とした復興か、「まち」として主体性に欠ける行政主導による復興になることが想定されます。
- 例えば、大きな被害にあった建物が散見される地区の場合は、被災者は「公助」としての個別再建策を活用しながら、「自助」として建物の再建を図ることが考えられます。しかし、被害の規模が大きく、被災者自身が建物を再建しようとしても、都市計画や建築基準法等の制約などにより、被災前と同じ建物を建てることができなくなり、「自助」では対応が難しいことが考えられます。この際には、共同建て替えの実践のように住民どうしが協力した「まち」としての取り組みが必要になります。
- もちろん、「まち」としての取り組みを進める住民組織が立ち上がらず、地域住民による復興への考え方の共有が困難であっても、都市全体の復興において道路や公園等の都市基盤の整備が必要と考えられる場合があります。その際には、広域的な観点に立ち、最低限の施設整備を図る行政主導による復興に重みがある進め方も考えられます。

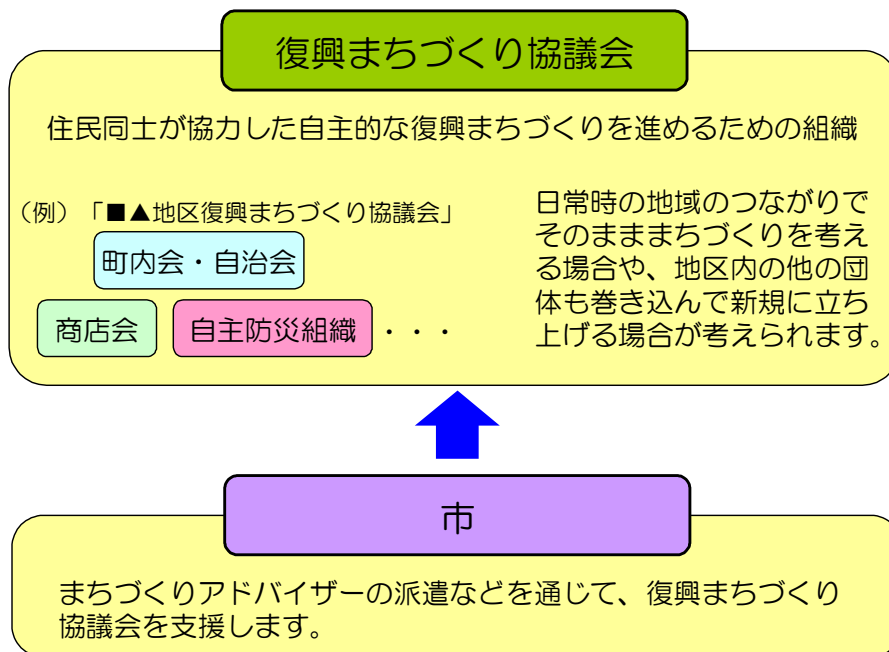


3 住民同士が協力した自主的な復興まちづくり

(1) 「復興まちづくり協議会」の提案

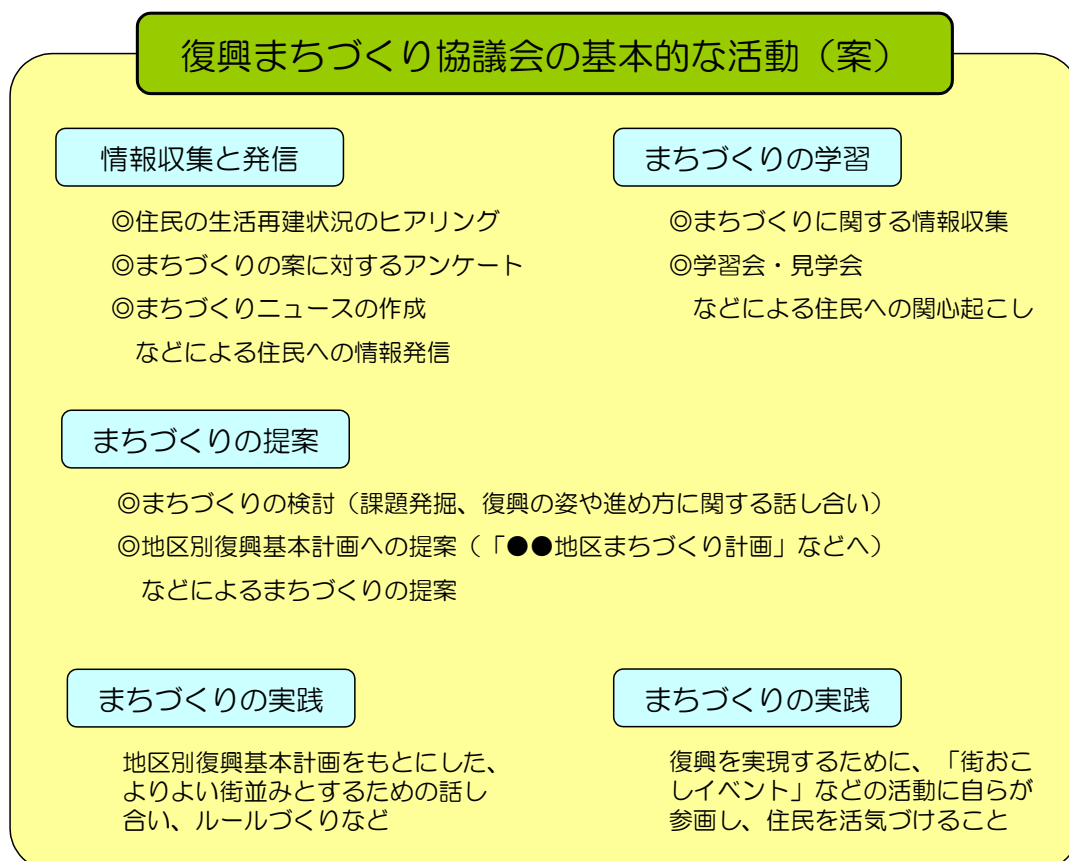
① 「復興まちづくり協議会」とは

- 復興まちづくりにおける「住民同士が協力した自主的な復興まちづくり」には「組織」が必要です。市では、復興まちづくりに関する計画づくりと実践にあたり、住民やNPO団体等による自主的なまちづくりによる計画検討のステップを設けることをあげています。
- 例えば、日常時から地域のつながりを持ち、広い意味で「まち」を守る役割を担う町内会・自治会等や学区の広さのまとまりでの組織は、まちづくりを考える上で適当な規模の組織として該当します。また、新規に組織を立ち上げることも考えられます。こうした自主的なまちづくり組織を、本冊子では「復興まちづくり協議会」と呼ぶこととします。
- 「復興まちづくり協議会」は、住民のまちづくり意向を集約し、市に提案する機関として重要な役割を果たす組織です。地域住民が協働して復興に取り組むための組織として、それぞれの地域の課題に対応した取り組みを行うことができます。
- 市は各地区での「復興まちづくり協議会」の立ち上げを促し、活動に対してまちづくりアドバイザー派遣などの支援を行います。これにより、各地区では被災者自身、住民同士の協力、行政による推進と支援のバランスが取れたプロセスにより、復興まちづくりを推進することができます。
- 「復興まちづくり協議会」を新しく立ち上げる場合、町内会・自治会、商店会のような地区のつながりの組織に加え、自主防災組織など日常時の地域の活動の状況に応じて様々な団体・組織が加わることが考えられます。また、「復興まちづくり協議会」は被災した地区を代表する組織となることから、構成員には被災住民も交えるなどの配慮が大切です。



② 「復興まちづくり協議会」の基本的な活動案

- 「復興まちづくり協議会」の活動に関する基本的な方向性には、以下のようなものが考えられます。



- なお、「復興まちづくり協議会」の運営にあたっては、全員の合意が得られるまで議論を尽くすようにすることが重要です。

(参考) 神戸市御菅東地区まちづくり協議会

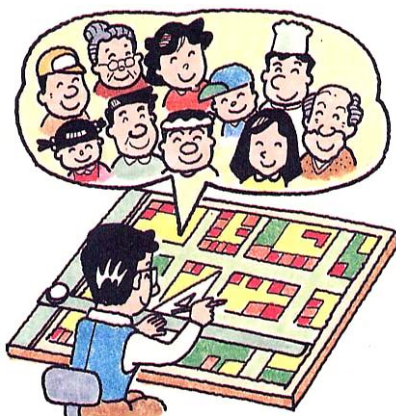
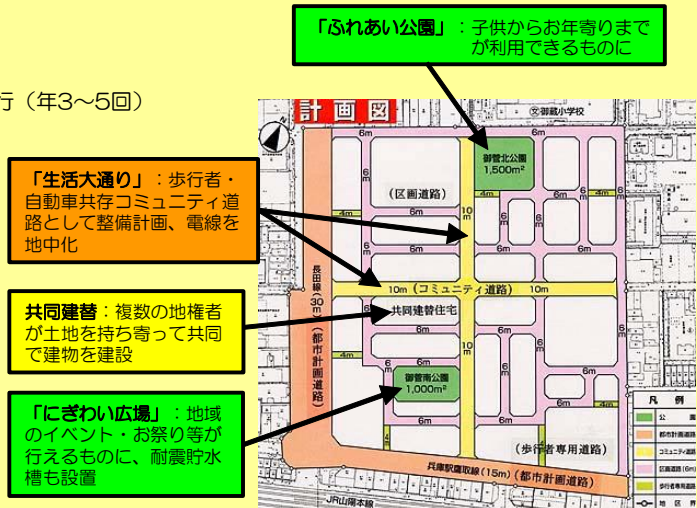
阪神・淡路大震災後の神戸市でも、住民参加・住民主体のまちづくりを基本として、地区の特性や将来あるべき姿を住民自らが考え、活動し、また事業の実施にあたっては住民・事業者・市が一体となる「協働のまちづくり」を推進しました。

同地区では、土地区画整理事業により復興まちづくりを進めることとなりましたが、「御菅3・4地区復興対策協議会」(復興まちづくり協議会)は、震災から5年間に計200回を超える会合を重ね、まちづくり提案の作成・地区計画の立案をはじめまちづくりに中心的な役割を果たしました。

<主な活動>

- ・各種まちづくりアンケートの実施
- ・まちづくりニュース「すいせん」の発行(年3~5回)
- ・商業再建、住宅再建に関する勉強会
- ・共同建替の支援
- ・公園、コミュニティ道路の見学会
- ・行政への各種要望活動
- ・まちづくり提案の神戸市への提出
- ・地区計画案の神戸市への提案

出典：神戸市都市整備公社ホームページ



(2) 復興まちづくりの実践における「復興まちづくり協議会」の役割

- 「復興まちづくり協議会」による「住民同士が協力した自主的な復興」の概要は先述しましたが、ここでは、大規模地震発生時から本格的復興期に至る「復興まちづくり協議会」の役割を整理しています。

① 避難生活期 (震災発生 約1週間～2週間後)

避難生活期は、復興体制づくりの時期です。地域の課題に日常的に取り組んでいる町内会・自治会などを「復興まちづくり協議会」としたり、地区内の関連団体などを交えて新規に組織を立ち上げたりすることが考えられます。



② 復興活動の開始期 (約2週間～半年後)

「復興まちづくり協議会」が本格復興に向けた様々な取り組みを始める時期です。地区内には応急仮設住宅が建つなど暫定的な生活の段階ですが、まちの活気を取り戻す大切な時期です。

「復興まちづくり協議会」は、その地区の特性や住民意向を反映させた復興まちづくりに関する計画を市と協働して作成します。

その際、「復興まちづくり協議会」は、地区内の住民の被害状況や生活再建などの意向把握、話し合いの場の確保が必要です。市はまちづくりアドバイザーの派遣などを行い、「復興まちづくり協議会」での議論を促します。



③ 本格的な復興活動期 (約半年～数年後)

復興活動の開始期で積んだ議論や合意、地区別復興基本計画をもとに、復興まちづくりを進める時期です。市やまちづくりアドバイザーによる支援を受けながら進めることが想定されます。



(3) その他の分野の復興における「復興まちづくり協議会」の役割

- 「復興まちづくり協議会」は、被災した地区住民等の立場からは、復興まちづくりのみならず、様々な分野の再建に関する窓口的な役割が期待されます。復興まちづくりとともに担うことが想定される取り組みとして、例えば以下のようなものが考えられます。

仮住まいやコミュニティの復興における支援

復興まちづくりを本格的に始める前には、計画づくりの段階を含めて、地区住民等による「話し合いの環境」が必要です。

例えば、応急仮設住宅を地区内に確保し、被災した地区住民がまとまって暮らせるよう関係機関と調整することが考えられます。また、話し合いやコミュニティの復興ために集会室を設け、運営や管理に携わることが考えられます。



商業の復興への支援

商店街は個々の商店で構成されますが、集合体として初めて商業機能を発揮します。従って、個々の商店の再建には、集合体を維持するための調整が必要です。

例えば、商店街の復興においては、「復興まちづくり協議会」が調整役となり、仮設店舗の場所の確保や、商業団体と連携した商業再建相談の場の提供を行うことなどが考えられます。



くらしの復興への支援

避難生活期では、高齢者をはじめ災害時要援護者等には生活支援が特に必要となります。復興期においても同様に、高齢者等の介護や子どもの保育、独居者への訪問などの社会福祉機能を確保することが必要です。

例えば、「復興まちづくり協議会」が、避難生活を支援してきたNPOなどの災害ボランティアと連携することにより、復興期の社会福祉機能の担い手や場所を確保することが考えられます。



Ⅳ 復興についての日常時からの取り組み

- ◆先述のⅠ～Ⅲにおいて、震災後の「まち」の復興にあたっての取り組みについて紹介してきましたが、日常時から事前の取り組みとして整理されていると、震災の際にも、復興まちづくりを円滑に進めることが可能と考えられます。また、その意識を活用して建物の耐震補強などの事前対策を促すと、震災による被害を抑止することができます。
- ◆ここでは、本冊子のまとめとして、震災後の復興に対する理解と意識を日常時から育む提案を行っています。

1 復興を視野に入れた総合的な防災活動の実践

(1) 復興をテーマにした防災訓練

- 静岡市では、東海地震が予知された際の行政の対応を検証しその対応を確実なものとするため行われる「総合防災訓練」のほか、各地域では、突発地震に対する地域の防災力を高めるために各自主防災組織が主体となって実施される「地域防災訓練」が行われています。
- 「地域防災訓練」は、情報伝達・避難誘導・初期消火・応急救護・救出・炊き出しなどの応急対策の体験訓練や、起震車・煙体験などの災害時体験を中心に内容が構成されており、復旧・復興対策も合わせて学び総合的に防災活動を進めていく必要が考えられます。例えば、こうした既存の訓練と連動する形で、各地区で被災後、復興の段階に達したというシナリオのもと、個人や地区の役割を学ぶワークショップなどを設けることが想定されます。

現在の防災訓練の概要

総合防災訓練

東海地震が予知された際の行政の対応を検証し、対応を確実なものとする訓練

地域防災訓練

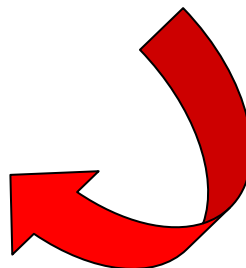
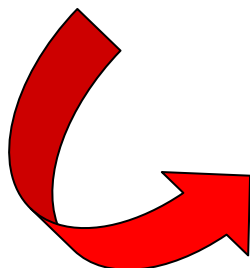
各地域での防災力を高めるために自主防災組織が主体となって実施される訓練

応急対策や災害時体験だけでなく、復興期における住民や地域の役割を学ぶ場を追加することが考えられます。



(2) 復興から日常時のまちを逆検証する取り組み

- 各地区での日常的な防災活動の実践にあたっては、先述のような防災訓練の他にも、災害時に被害が発生しそうな場所を確認する「タウンウォッチング」や、「防災マップ」により地域住民に知らせる取り組みなどが行われています。これと連動する形で、もし被害が発生した際に再建が困難になると想定される区域なども合わせて確認することにより、復興について理解を深めることが考えられます。



(取り組み例の紹介) 復興まちづくりを考えるイメージトレーニング

- 震災による被害の深刻さと復興まちづくりの意識の重要性を理解するための取り組みの初歩として、以下に示す簡単なイメージトレーニングを紹介します。

①大規模地震で私のまちはどうなるの？

- まず、東海地震が発生した場合、皆さんの地域では、どのような被害が発生するかを調べてみましょう。
- インターネットによる「静岡県第三次地震被害想定結果 (GISシステム)」
<http://bousai-shizuoka.jp/higai.htm>
 を用いて、「東海地震による地震動や液状化による建物被害率」を確認します。例えば、皆さんの地域が橙色であれば、地域内の建物のうち 20%~25%*に被害が発生することを示します。

The screenshot shows a web-based GIS application for simulating earthquake damage. It includes a map of Shizuoka Prefecture with color-coded damage zones, a legend for damage rates, and various control panels for map navigation and settings. Numbered callouts highlight key features:

- ③ 縮尺をわかりやすい大きさに設定します。 (Set the scale to a clear size.)
- ④ 建物被害状況が地図上に表示されます。 (Building damage status is displayed on the map.)
- ⑤ 別ウィンドウで凡例が表示されます。 (Legend is displayed in a separate window.)
- ① 「まち」の被害で顕著となる建物被害を知るために、ここをチェックします。 (Check here to know building damage that is prominent in the damage of the town.)
- ② 皆さんの地域を選択します。 (Select your area.)

* $(\text{大破の建物棟数} + \text{中破の建物棟数} \div 2) / \text{地域内の全建物棟数}$ として算出しています。

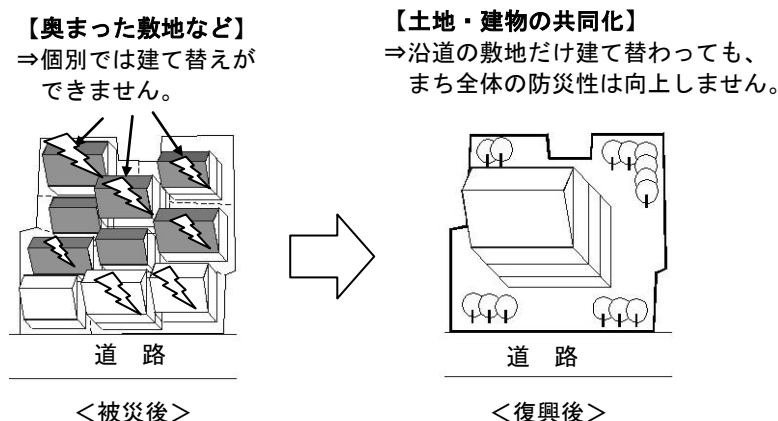


②わたしの自宅が全壊したら再建できるのか？

- 仮に建物が全壊し、被災者自身による個々の再建（建て替え等）を行おうとするとき、被災前の市街地の状況によっては、災害に弱い「まち」を再びつくりたくないために、地域全体の視点から復興まちづくりを検討していかなければならない場合もあります。

<地域全体の視点から復興まちづくりを検討すべき場合の例>

- ◎静岡市では、地区内の大半の建物が被害が発生している場合、建築基準法により、復興まちづくりの検討段階を設けるために必要に応じて建築制限を行います。この場合、震災から1ヶ月～2ヶ月の間は原則として建物が再建できなくなります。
- ◎また、建物を建て替える際には、接道条件（幅員4m以上の道路に面していること）により、細い路地や奥まった敷地などでは、元の形態で再建できない場合があります。この場合、隣近所の建物と敷地を共有し合う「共同建て替え」や、道路や敷地の配置を大きく見直して地域全体として住みよい環境とする「区画整理」など、まちの住民が協力した取り組みが必要です。



《①～②を通じて検討していただきたいこと》

- 以下の点について、各自で、あるいは地区の皆さんと話し合ってみましょう。

- ア) 地震による自宅の被害は、深刻な状況になると思いますか？（まず、自宅の耐震強度を確認し、必要に応じ耐震補強など事前対策が必要です。）
- イ) 仮にあなたの建物が全壊して新たに建て替えるという場合、個別に建替えられる状況にありますか？（道路幅員や敷地形状などを確認しておきましょう。）
- ウ) まち全体をみた場合、個別に建替えられないような建物や敷地はどれくらいあるでしょうか？（建替えられない敷地が取り残されないか考えてみましょう。）
- エ) 多くの建物が被害が生じ、個々に再建できる敷地とそうでない敷地が入り組んでいる場合、みんなが再建できて安全・安心な「まち」にするには、どうすればいいでしょうか？（⇒地域住民が復興に対する意識を共有し、みんなで協力して取り組む必要があります。）

③わたしのまちをタウンウォッチングで確認しよう！

- 皆さんのまちの地図を片手に、防災の視点からまちを確認してみましょう。高いブロック塀や古い木造の建物など、大規模地震の際に被害が発生しそうなところをチェックしてください。また、狭い路地にのみ面した敷地が連担し、安全性に問題があると思われる建物がどれくらいあるのかチェックしてください。



《③を通じて検討していただきたいこと》

- 以下の点について、各自で、あるいは地区の皆さんと話し合ってみましょう。

- ア) 皆さんのまちでは、仮に大規模地震により被害が広範にわたった場合、復興まちづくりを検討する必要があると思いますか？
- イ) 建物の建て替えの問題の他にも、まちの問題点がありますか？
例えば、公園が少ない、建物が建て込んでいる、緑が少ない、など）復興まちづくりを検討する際に、「まちのルール」（地区計画、建築協定など）を定めることにより、これまでのまちの課題を克服した住みよいまちづくりを行うことができます。
- ウ) 大規模地震発生後の住民の安否確認や避難生活についてはどのような課題があるのでしょうか？
応急対策と復興まちづくりを合わせてとらえることにより、総合的な防災の取り組みを検討することができます。

※①～③の手順は、自らの生活環境の理解を重視して皆さんが暮らすまちを対象に行う方法のほか、復興まちづくりの必要性や取り組みのあり方の理解を重視して仮想の地区を対象に行う方法もあります。

《この取り組みの意識啓発効果》

- 日常時の「まちの確認」による「関心」が復興まちづくりの原点です。この取り組みを通じて、まず、隣近所や町内会・自治会で、震災後のまちの復興について考える気運を高めましょう。

- この他にも震災について考え、事前・事後の取り組み（復興やまちづくり、それらについての日常時からの取り組み）をふりかえることができる素材があります。

取り組みの素材①：災害図上訓練（DIG）

参考ホームページ：<http://www.e-quakes.pref.shizuoka.jp/dig/>（静岡県地震防災センター）



- 「災害図上訓練（DIG）」は、Disaster（災害）、Imagination（想像力）、Game（ゲーム）の頭文字を取って命名された、誰でも行うことができ、誰でも参加できる地図上の防災訓練です。
- DIGは「掘る」という意味を持つ英語の動詞でもあり、「探求する」「理解する」という意味も持っています。DIGは、「災害を理解する」「まちを探求する」「防災意識を掘り起こす」という意味が込められた防災力を高めるための方法です。

取り組みの素材②：目黒巻

参考ホームページ：http://risk-mg.iis.u-tokyo.ac.jp/Meguro_maki.html（東京大学生産技術研究所目黒研究室）

目黒巻		発生		10秒	1分後	5分後	10分後
記入日		TIME →					
設定		発生時の状況 「どこで何をしていたか」等					
季節	天気						
時刻	:						
記入者							
立場							

- 様々な時刻や場所、季節や天候に応じて、発災からの時間経過の中で、自分の周辺で起こる災害状況を具体的にイメージしながら、「目黒巻」（インターネットを通じてダウンロード可）に書き込んで、自分を主人公とした「物語」をつくります。
- 「物語」をハッピーエンドに変えるために必要な防災に関する事前・直後・事後の対策や、それらの効果、優先順位がわかる取り組みです。

取り組みの参考例：震災復興まちづくり模擬訓練

参考ホームページ：<http://www.tokyo-machidukuri.or.jp/>（財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター）

- 東京都内では、震災復興のまちづくりについて、専門家の協力のもと、住民・事業所・行政が一体となって実践的訓練が行われています。
- タウンウォッチングの実施や建築模型を用いたワークショップなど、数日間にわたったプログラムにより復興プロセスを模擬体験することで、まちづくりや防災に必要な「地域力」を高め、日常の地域活動に活かしていくことを目的としています。

2 日常時からのまちづくり活動の実践

(1) 自分のまちとまちづくりへの関心を高める取り組み

- 震災後の復興まちづくりにおいては、被災を繰り返さないまちづくりを目指す必要がありますが、合わせて日常時からのまちの課題を解決し、皆が住みよい環境にすることが重要です。
- ここで日常時のまちについて考えると、住宅地の閑静な環境に満足されたり、緑が少なく無秩序な街並みに問題を感じたり、まちの雰囲気や秩序を乱す開発に困られたりした方もいらっしゃると思います。日常時から自分のまちやまちづくりに関心を持つことが必要です。

(2) 地域のつながりを育む取り組み

- 阪神・淡路大震災時に建物に閉じこめられたり、下敷きになったりした人々のうち多くが隣近所の人々により助け出されたと言われています。
- 「まち」は、そこで生活する多様な人々によって成り立っています。災害時要援護者、町内会・自治会、商店会、学校などさまざまな人々のつながりを日常時から育むことで、日常時からのまちやまちづくりへの関心が高まるとともに、災害時においても、応急対策における地域での助け合いや、円滑な復興まちづくりにも寄与すると考えられます。

(取り組み例の紹介) 日常時から地域の活動に参加しませんか？

- 日常時から感じる素朴な疑問が、「まちづくりへの関心」です。また、「まちづくり」は道路や公園、建物といった都市計画の範囲のみならず、地域でのさまざまな活動を通じたコミュニケーションも含めて広くとらえることができます。



- 日常時の地域のつながりである、町内会・自治会をはじめとした地域の組織は、「地域活動の母体」です。皆さんも地域の活動に気軽に参加し、コミュニケーションを図ってみませんか？